

《助成応募 FAQ》

【目次】

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 事業内容について | 3. 採択後について（変更など） |
| 2. 参加者公募型事業について | 4. その他 |

1. 事業内容について

Q	県外からアマチュア音楽団体を招いて「ジョイントコンサート」を行いたい。自分達の演奏が中心だが、ゲストにも2曲程度演奏してもらい、最後に2団体合同で3曲演奏する。助成対象になるか。
A	申請団体が中心なので対象になります。逆に、ゲストの演奏が中心になる場合は採択が難しくなります。（注）招聘社中が中心の神楽競演大会などは採択できないことがあります。
Q	いわゆる「コンクール」は助成対象となるか？
A	コンクール、コンテスト等 <u>審査のみ</u> を目的として行われるものは対象外です。写真や絵画の公募展を行い、その付属として「〇〇大賞」などを選出する場合は対象となります。 (※但し、賞品代や賞状代は事業費とみなしません。)
Q	① 募金活動を目的としたチャリティーコンサート（慈善事業）は対象となるか？ ② 施設への慰問活動は対象となるか？
A	①②とも、事業の目的が「文化振興」以外であるため、対象になりません。 尚、チャリティーを趣旨としない演奏会で、会場に募金箱を設置する程度であれば認めます。
Q	島根ではまだ浸透していない舞踊の体験講習を行いたい。対象となるか。
A	受講者が一般市民に開放されたものであれば対象となりますが、受講者が申請団体や特定団体の会員など一部に限定される場合は対象となりません。 (ポイント) 参加体験型の事業も助成対象になります。条件は、参加者を広く公募すること、その周知についてはチラシ配布や新聞広告等、不特定多数に広く行き渡る方法とします。周知先が限定されるものは公募として認めません。
Q	演奏会事業を申請したいが、その開催にあたり団体や会員が所有する楽器の修理が必要になる。その修理費は助成対象になるか。
A	需要費であっても対象経費にはならず、申請予算書にも記入できません。詳しくは募集要項をご覧ください。
Q	賛助出演する子どもに謝礼を出したいが、助成対象経費になるか。
A	子どもに対する謝礼は対象経費になりません。
Q	隠岐で活動するアマチュア団体だが、益田で自主公演を実施したい。助成の対象になるか。
A	対象になります。隠岐から益田までの移動経費も、以下の条件に合えば対象経費となります。 ●事業の条件 ・活動拠点から 50キロ以上離れて行う自主公演またはワークショップ であること。 ●移動にかかる旅費等の助成金額 ・交通費、宿泊費については 20万円を上限 とする。（会場費や印刷費は別計算とする。） ●移動手段 ・主に公共交通機関、貸切バス、レンタカー（業者）とし、業者の領収書が必要。 ●対象とする人員 ・出演者や講師役の会員、事業遂行に必須な会員のみ。保護者や付き添いは対象外とする。 ●宿泊費の条件 ・本番の終了時間が遅く日帰りが不可能な場合、公演日が複数日に亘る場合など特殊な事情に限る。 (隠岐は特に考慮する。)

	<p>●その他条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練習や打合せで発生する移動旅費は対象外。 ・旅費の申請は団体任意とし、距離計算も団体で行い、積算根拠が分かる見積書などを添付する。 ・申請時点で日程や移動手段が曖昧な場合は助成対象としない。 <p>★移動旅費を申請に含めたい場合は、できるだけ早いうちにご相談願います。</p>
Q	3つの分野（地域・芸術・国際）のうち、自分たちの事業がどれに該当するか判断できない。申請書が書きにくいけどどうしたらいいか。
A	事業内容に応じて申請書類の作成をサポートします。できれば申請受付開始の2ヵ月前にはご相談ください。（書類を完成させるのには時間がかかります。）

2. 参加者公募型事業について

Q	「参加者公募事業」について、公募対象者の年齢に多少制限があるがそれは認められるか。
A	募集対象の年齢制限は問題ありません。演目によって年齢や性別など要件に制限が発生するのは許容範囲です。
Q	公募作品展はこれに該当するか？
A	既存の作品を集めるものは該当しません。出演団体を集め発表してもらう事業も該当しません。

3. 採択後について

Q	助成決定を受けた後、事業内容を変更してもよいか。
A	勝手な変更はできません。もし、変更が生じそうな場合は、至急事務局までご連絡ください。助成に影響しない軽微な変更であれば認めることができますが、内容によっては助成を中止します。申請後、そのようなことが無いよう、確実な計画でお申し込み願います。
Q	助成決定後、予算が大きく変わったが、変更の報告は必要か。
A	予算に関する変更届は原則不要ですが、大幅に変わりそうな時はお知らせください。最終助成額に影響があるかどうか、一旦確認させていただきます。

4. その他

Q	平成13年に3回目の助成を受けて以来、申し込みをしていない。同じ事業を再度申請したら助成が受けられるのか。
A	平成29年度からの助成基準変更により、最後に助成を受けてから5年経過した場合、1団体3回まであらためて助成の申し込みができます。 但し、申込年度の助成基準に則って審査しますので、確実に採択されるとは限りません。助成金額もあらためて計算しますので、前回と同額にはなりません。 ※過去採択を受けた時より事業がどう発展したか、ブラッシュアップの状況が重要です。
Q	「国民文化祭」に参加する場合、助成の申し込みはいつ行うのか。
A	通常、「国民文化祭」は秋に開催されますので《後期分》で申請を受付けますが、年によって開催時期が変わることがあります。 参加が確定した団体には、島根県を通して助成申請のご案内をしますので、詳しくは事務局までおたずねください。尚、助成の申し込みは任意であり、国民文化祭の参加要件ではありません。

基準や審査傾向に合わせ、定期的に更新します。

2019年10月更新